

徳島市監査委員告示第8号

平成27年度に実施した定期監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

平成28年3月7日

徳島市監査委員	久米川	文	男
同	工	藤	誠
同	加	村	祐
同	齋	藤	智

企政発第10号
平成28年2月16日

徳島市監査委員 殿

徳島市長 原 秀 樹

平成27年度定期監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

監査の結果（平成28年1月29日報告分）に基づく措置状況

企画政策局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
1 収入事務 (1) 契約に基づく収入において、納入通知書の納入期限が、契約書に記載された期限より遅く設定されているものがあった。	今後は、会計規則に基づき、適正に処理いたします。
2 支出・契約事務 (1) 物品購入決裁において、購入契約締結権者の決裁を受けていないものがあった。 (2) 物品購入において、契約書又は請書が作成されていないものがあった。 (3) 契約書における収入印紙の貼付額が適正でないものがあった。	今後は、事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を行います。 今回の指摘を受け、直ちに請書を作成しました。今後は徳島市契約規則に基づき、適正に処理を行います。 当該契約書については、速やかに適正な金額の収入印紙の貼付を行いました。今後は印紙税法に基づく確認を徹底し、適正に処理いたします。
3 その他 (1) 出勤簿に押印のないものがあった。	押印のない出勤日については、出勤を確認し押印しました。今後は、徳島市職員服務規程に基づき、適正な管理を徹底します。